

# 土浦市営斎場指定管理仕様書

令和8年9月

土浦市市民生活部環境衛生課

## 目 次

|    |                    |    |
|----|--------------------|----|
| 1  | 趣旨                 | 1  |
| 2  | 施設の概要              | 1  |
| 3  | 斎場の管理に関する基本的な考え方   | 2  |
| 4  | 施設の管理基準            | 2  |
| 5  | 指定期間               | 2  |
| 6  | 業務内容               | 2  |
| 7  | 施設の経理に関する事項        | 8  |
| 8  | 業務報告書の提出等          | 9  |
| 9  | 協定の締結              | 9  |
| 10 | 個人情報保護             | 9  |
| 11 | 立入検査               | 10 |
| 12 | 協議                 | 11 |
| 13 | 土浦市監査委員等の監査        | 11 |
| 14 | その他                | 11 |
| ※  | 別紙1 「管理施設の概要」      |    |
| ※  | 別紙2 「各年度の斎場利用件数一覧」 |    |
| ※  | 別紙3 「部屋別床面積及び清掃項目」 |    |
| ※  | 別紙4 「植栽一覧」         |    |

# 土浦市営斎場指定管理仕様書

土浦市営斎場（以下「斎場」という。）において、指定管理者が行う業務内容とその範囲は、この指定管理仕様書に基づきます。この仕様書は、斎場の管理に当たり原則的な条件を記載したものであり、この仕様書を踏まえて、指定管理者は効果的かつ効率的な施設管理を実施してください。

## 1 趣旨

この仕様書は、土浦市市営斎場条例（平成 28 年土浦市条例第 18 号）及び同施行規則（平成 3 年土浦市規則第 17 号）に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とします。

## 2 施設の概要

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 施設の名称 | 土浦市営斎場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (2) 所在地   | 土浦市田中二丁目 16 番 33 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (3) 敷地面積  | 13,082.11 平方メートル                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (4) 建築構造  | 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 平屋建て＋搭屋                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (5) 延床面積  | 4,100.92 平方メートル                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (6) 主要施設  | 火葬棟 火葬炉 6 基、汚物炉 1 基、お別れホール、お別れ室 3 室、霊安室、炉監視室、炉機械室、炉作業室、残灰室<br>待合棟 待合ホール、待合室 5 室（1 室 40 席）、待合業者控室 2 室、授乳室、キッズルーム<br>葬祭棟 式場 2 室（1 室 120 席）、式場ホール、お清め室 2 室（1 室 72 席）、遺族・僧侶控室（2 室）、事務室、会議室、警備室、清掃控室、式場業者控室、来客用更衣室<br>その他 エントランスホール、光の水面、風の水面、せせらぎの壁泉、偲びの林、非常用自家発電設備、地下軽油タンク、太陽光発電設備<br>駐車場 普通車 180 台、身障者用 4 台、搬入用 4 台、マイクロバス 8 台 |

なお、詳細については【別紙 1】を御参照ください。

(7) 火葬及び式場利用件数 詳細については【別紙 2】を御参照ください。

### 3 斎場の管理に関する基本的な考え方

斎場の管理は、下記事項に沿って行ってください。

- ・関係法令を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で管理を行うこと。
- ・利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- ・公平性の維持、個人情報の保護を徹底すること。
- ・効果的かつ効率的な管理を行い、経費削減に努めること。
- ・事業計画に沿った管理運営を安定して行うこと。

### 4 施設の管理基準

#### (1) 利用時間 午前9時から午後5時まで

※ 午前9時開式の告別式がある場合の開場は午前8時

※ 通夜により利用する場合は、お清め室にあっては午後8時  
30分まで、式場にあっては翌日の午前9時まで

#### (2) 休 場 日 年始（1月1日から1月3日）及び友引の日

土浦全国花火競技大会開催日（予定日：11月第1土曜日）

#### (3) 関係法令の遵守

業務の遂行に当たっては、本仕様書のほか次の法令等を遵守してください。

※ 指定期間中に法令等の改正及び新規の法令の追加があった場合は、その内容を遵守してください。また、それに伴い、各種点検項目等が増加した場合は、指定管理者の負担にて実施してください。

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 墓地・埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 土浦市営斎場条例（平成28年土浦市条例第18号）
- ・ 土浦市営斎場条例施行規則（平成3年土浦市規則第17号）
- ・ 土浦市情報公開条例（平成20年土浦市条例第28号）
- ・ 土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年土浦市条例第8号）
- ・ その他関係法令等

### 5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

### 6 業務内容

指定管理者が行う業務は、次のとおりとします。なお、指定管理者が業務を一

括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、火葬に関する業務以外の業務の一部については、土浦市（以下「本市」という。）と協議の上委託することができます。

（１）施設の受付及び利用許可に関する業務

○ 受付業務

- ・ 受付は、予約案内システムにより行うこと。
- ・ 電話による受付は、予約案内システムに入力すること。
- ・ 受付は、年間を通して 24 時間対応すること。

○ 利用許可業務

- ・ 土浦市営斎場条例に基づく、施設の利用許可に関する審査基準を遵守すること。
- ・ 予約者から利用許可申請書を受理し、利用許可書を交付すること。
- ・ 利用料金を徴収すること。

（２）火葬等に関する業務

○ 火葬許可書等確認業務

- ・ 死亡者の火葬許可書又は改葬許可証を受理し、内容を確認すること。
- ・ 利用料金徴収及び火葬後に、火葬日時 の記入及び押印を行い、火葬許可書又は改葬許可証を返却すること。
- ・ 火葬許可証の再発行がある場合には、各市町村の火葬許可担当課と連絡を取って対応すること。

○ 分骨証明書発行業務

- ・ 斎場において分骨を行おうとする者から、申請があった場合において、その決定をしたときは、分骨証明書を交付すること。

○ 炉前業務

- ・ 棺、遺族関係者をお別れ室へ円滑に誘導するとともに、告別終了後、喪主等の遺族代表者立会いのもとに、棺を安全に入炉すること。
- ・ 出炉に際しては、焼骨の取り違い事故が発生しないように対策を講じること。
- ・ お別れ室の家名板を準備すること。
- ・ 遺族関係者に、火葬終了予定時間について説明をすること。

○ 火葬業務

- ・ 火葬炉の運転時間は、午前 11 時、午後 1 時、午後 3 時とし、1 日最大火葬件数は、9 件とする。
- ・ 適切な焼骨の状態になるまで、安全に火葬を行うこと。
- ・ 遺族の気持ち等に配慮して火葬を行うこと。
- ・ 機器故障などが発生しないよう、日頃から点検保守に努めること。
- ・ 火葬炉の運転は、炉の性能と品質保持のために、非常時以外、炉メーカー推奨設定で行うこと。
- ・ 万一、火葬中に機器トラブルが発生した場合には、原因追跡を行い、安

全を最優先した上で火葬の続行・完了に最大限の努力をすること。

- ・ 炉管理室、炉作業室、炉機械室、残灰室、炉庫等の清掃を行うこと。

○ 収骨業務

- ・ 焼骨を火葬炉から出炉し、安全に収骨できる用意を整えること。
- ・ 喪主及び遺族関係者の収骨作業に適切な指導・補助を行うこと。
- ・ 収骨終了後、遺族関係者の円滑な退出を誘導すること。
- ・ 焼骨の確認をし、トレイ収骨の説明をすること。
- ・ 喪主若しくは遺族関係者に収骨後に残る残骨及び残灰の取扱いについて説明を行うこと。

○ 待合室業務

- ・ 利用者が、待ち時間を過ごすために待合室を整えること。
- ・ 準備、後片付け、ごみ処理については、事前に利用者へ説明しておくこと。
- ・ 待合室の家名板を準備すること。

○ 残骨灰管理業務

- ・ 残骨灰は、収集後、残灰室で適切に貯蔵すること。
- ・ 貯蔵する残骨灰の取扱いについては、本市の指示に従うこと。

(3) 葬儀式場に関する業務

○ 式場業務

- ・ 喪主及び遺族関係者が、しめやかに通夜や告別式を開催することができるよう、式場・お清め室・遺族控室・僧侶控室を整えること。
- ・ 式場の使用終了後は、備品・清掃の確認を行うとともに、火元や消灯の確認を行うこと。

○ 霊安室業務

- ・ 霊安室（遺体保冷库2台）に安置された遺体については、適切な保管を行うこと。

(4) 施設、設備の維持管理に関する業務

○ 火葬炉保守点検業務

- ・ 火葬炉の性能及び機能を維持し、火葬業務が安全かつ円滑に行われるよう、火葬炉6基・汚物炉1基の定期保守点検、台車及び電気計装設備等の関連設備の定期保守点検、調整等を年1回行うこと。
- ・ 毎年、運転・監視業務、日常点検・巡視業務、定期点検・測定・整備業務等からなる火葬炉設備保守管理業務年間計画書を作成し、これに基づき計画的な保守点検業務を実施すること。
- ・ 保守点検は納入業者に委託すること。

○ ダイオキシン類測定業務

- ・ ダイオキシン類測定を年1回以上行うこと。

○ 空調設備点検業務

- ・ 空調機器の目視による簡易点検及びフィルター清掃を年4回以上行う

こと。

- ・ フロン排出抑制法に基づき、有資格者による定期点検を3年に1回以上行うこと。

ガスヒートポンプエアコン

室内機 19台

室外機 11台

空冷ヒートポンプエアコン

室内機 35台

室外機 18台（内3台が7.5kW以上50kW未満）

全熱交換器 46台

送風機 45台

換気扇 25台

蒸気加湿器・軟水器（冬季に使用） 4セット

○ 清掃業務

- ・ 斎場を美しく衛生的に保ち、各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるよう、日常清掃、定期清掃を適切に組み合わせた作業マニュアルを作成し、職員への徹底を図った上で業務を行うこと。
- ・ 清掃業務に使用する用具及び資材等は整理整頓し、廃棄物は適正な処理を行うこと。
- ・ 清掃はできる限り利用者の妨げにならないように実施すること。
- ・ 清掃業務終了後、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。

※ 清掃の詳細については【別紙3】を御参照ください。

○ 害虫等防除業務

- ・ 施設の害虫等防除を年2回以上行うこと。

○ 施設ごみ運搬業務

- ・ 斎場の一般廃棄物の収集・運搬を行うこと。

○ 警備業務

- ・ 火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止するため、定期的に施設内を巡回して不審者、不審物及び施設内の異常箇所の発見に努めること。
- ・ 夜間・休場日においては、有人警備を行うこと。

○ 防火管理及び危険物管理業務

- ・ 防火管理者の資格を有する者を配置し、消防計画を作成、消防訓練を行うこと。
- ・ 危険物取扱者の資格を有する者を配置し、危険物管理業務を行うこと。

○ 消防用設備保守点検業務

- ・ 消防法等に基づく対象設備（自動火災報知器、消火器、誘導灯等）の保守点検業務を年2回以上行うこと。
- ・ 防火対象物定期点検業務を年1回以上行うこと。

自動火災報知設備 一式  
非常放送設備 一式  
スプリンクラー設備  
スプリンクラーヘッド 474 個  
消火器設備  
A B C 粉末 4 型 26 本  
A B C 粉末 1 0 型 8 本  
A B C 粉末 5 0 型 1 本  
補助散水栓設備 4 箇所  
不活性ガス消火設備  
窒素ボンベ 32 本  
噴射ヘッド 4 個  
避難口誘導灯設備  
避難口誘導灯中型 2 基  
避難口誘導灯小型 17 基  
通路誘導灯小型 11 基

○ 自家用電気工作物保安管理業務

- ・ 電気事業法等に基づく電気工作物の維持、保安のための業務、電気事故発生の場合の応急措置を行うこと。

受電電圧 6,600 V  
設備容量 900 k V A  
非常用自家発電設備  
容量 750 k V A  
電圧 6,600 V  
発電機種類 ガスタービン  
燃料 軽油  
太陽光発電設備 34 k W

- ・ 月次点検：毎月運転中の電気設備の目視点検を行う。
- ・ 年次点検：年 1 回電気設備を停止し、目視、測定器具などにより点検、測定及び試験を行う。

○ 自動ドア点検業務

- ・ 自動ドア（両引き 8 台、片引き 8 台、上下開閉 6 台）の点検を年 2 回行うこと。

○ 水景設備管理業務

- ・ 塩素補給と点検を月 1 回行うこと。
- ・ 池の定期清掃を年 4 回行うこと。
- ・ 水景用環水槽に溜まった土砂等の除去を年 1 回行うこと。

○ 雨水貯留槽維持管理業務

- ・ 沈砂槽、沈殿槽に溜まった土砂等の除去を年 2 回行うこと。

- ・ 塩素補給を月 1 回行うこと。
- 式場音響設備保守点検業務
  - ・ 式場音響設備の点検、調整を年 1 回行うこと。
  - ・ 非常放送設備の点検、調整を年 1 回行うこと。
- 防犯カメラ設備保守点検業務
  - ・ 防犯カメラ及びモニター設備の点検、調整を年 1 回行うこと。
- 給水設備等保守点検業務
  - ・ 受水槽（有効容量 4.8 立方メートル）の清掃及び水質検査等を年 1 回以上実施すること。
  - ・ 電気温水器の点検及び清掃を年 1 回以上実施すること。
  - ・ 給水設備等の漏水に注意するとともに、水道メーターの確認を行い、給水管漏水の早期発見を心がけること。
- 地下軽油タンク点検業務
  - ・ 消防法に基づく地下軽油タンク（25,000 L）の定期点検を年 1 回行うこと。
  - ・ 消防法に基づく地下軽油タンク漏洩検査を年 1 回行うこと。
- 照明器具等点検業務
  - ・ 館内を点検し、電球の球切れ、器具の不具合等を確認した場合は、本市に報告すること。
- 植栽管理業務
  - ・ 敷地内の植栽を保護育成し、美しい環境を維持するため、剪定、施肥及び病虫害駆除等の手入れを年 1 回以上行うこと。
- ※ 植栽の詳細については【別紙 4】を御参照ください。
- 除草業務
  - ・ 敷地内について年 2 回以上除草し、農薬使用は極力控え、美しい環境を維持すること。
- 特殊建築物定期調査業務
  - ・ 斎場の機能を維持し、利用者の安全を図るため建物内部及び周囲の日常点検を行うこと。
  - ・ 建築基準法に基づく特殊建築物（建築設備）点検を 3 年に 1 回行うこと。
  - ・ 建築物や建築設備の点検の結果、修繕が必要とされる箇所を発見した場合は、速やかに本市に連絡し、斎場の性能及び機能回復に向けた対策を協議すること。
- L P G 設備点検業務
  - ・ 以下の項目の定期点検及び設備の試運転を年 1 回行うこと。
    - バルクタンク     ： 目視点検
    - 強制気化装置    ： 試運転点検
    - 調整器            ： 試運転点検

- 緊急遮断弁       ： 作動確認・試運転点検
- ガスメーター    ： 作動確認
- ガス漏れ警報器： 作動試験
- ガス配管         ： 漏えい確認
- ・ 点検の結果、交換・修繕を要する箇所については、対応を行うこと。

#### (5) その他施設運営に関する業務

- 庶務業務
  - ・ 管理責任者を配置し、職員の勤務計画を立案するとともに、業務内容の監督を行うこと。
  - ・ 契約業務、物品購入業務、支払業務書類の作成等、斎場の管理運営に必要な庶務業務を行うこと。
- 火葬予定確認業務
  - ・ 火葬予定表により、翌日の火葬予定の確認を行うこと。
- 各種記録報告業務
  - ・ 火葬簿、管理日誌、施設設備点検簿等を記録し、保存をすること。
  - ・ 当月の火葬件数等利用状況について、翌月の 10 日までに本市に提出すること。
- 災害対策業務
  - ・ 災害時（地震、台風、豪雨等）においては、施設の点検を実施すること。
  - ・ 施設に損傷等が生じた場合には、本市と協議の上可能な限り早期の復旧に努めるとともに、その状況を随時本市に報告すること。

#### (6) その他賃貸借に関する業務

- 機器等賃貸借業務
  - ・ 斎場の管理運営上必要な機器等について、指定管理者が賃貸借契約を締結し、契約業者との連絡調整を行うこと。
  - ・ 賃貸借物件の保守管理は委託契約等により行うこと。

### 7 施設の経理に関する事項

#### (1) 利用料金制度について

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用します。  
斎場の利用に係る利用料金は、指定管理者自らの収入とします。

#### (2) 指定管理料の支払い

会計年度ごとに、別途「年度協定書」で定めた額を支払うものとします。

#### (3) 経費の管理

会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに管理すること。

なお、収入及び支払経費は、団体各自の口座とは別の独立した口座を新たに開設して管理し、斎場に係る収支状況を明確にしておいてください。

#### (4) 光熱費

光熱費（電気・ガス代）については、市の負担とします。

ただし、以下の場合には指定管理者の責に帰すものとし、当該使用に係る費用を指定管理者に請求いたします。

- ・ 不適切な管理に起因する使用増加
- ・ 利用時間帯外での不必要な稼働
- ・ その他、指定管理者の過失による明らかな使用増加

### 8 業務報告書の提出等

#### (1) 月ごとの報告書

当月の火葬件数等の状況を翌月の 10 日までに提出してください。

#### (2) 年間の事業実施報告書

事業実施報告書については、毎年度終了後 30 日以内に提出してください。

#### (3) 指導等

本市は、提出された事業実施報告書の内容を確認し、その内容が事業計画書の趣旨・内容から逸脱したものであった場合又は別に定める協定書に違反するものであった場合は、必要に応じて指定管理者に業務の改善を指導又は勧告し、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとします。指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、本市指定管理者の指定を取消し又は業務の全部若しくは一部を停止する措置をとることがあります。

また、施設の管理業務の継続が困難となる恐れが生じた場合は、指定管理者は、速やかに本市に報告するものとし、この場合、本市は、必要に応じて上記と同様の措置を行うものとします。

#### (4) その他の報告

施設内における盗難や災害等あらゆる事故については、適切な対応をするとともに、その内容を本市へ報告してください。

### 9 協定の締結

本市と指定管理者は、管理の内容及び基準等の事項を定めた基本協定及び年度ごとの事項を定めた年度協定を締結します。

### 10 個人情報保護

指定管理者は、個人情報保護のため、土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例に準じて、個人情報について適正に取扱うものとします。

### 11 立入検査

本市は、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等の検査を行うことができることとします。

## 12 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、本市と指定管理者が協議し決定します。

## 13 土浦市監査委員等の監査

指定期間中、本市の監査委員等が必要と認めるときは、指定管理者に対して帳簿書類等の提出を求め、または実地に調査をし、監査を行う場合があります。

## 14 その他

### (1) 職員の能力育成に資する研修の実施

当施設の管理運営業務に係る事故防止対策の徹底、接遇の向上等職員の能力育成を図るため必要な研修について、年間計画を立てて確実に実施してください。また、職員に対し、AED（自動対外式除細動器）の年1回以上の講習を行ってください。

### (2) 利用者の意見等の把握、対応

利用者の意見等を把握するための措置を講ずるとともに、徴した意見等に適切に対応してください。併せて、積極的に管理運営に反映させるよう努めてください。

### (3) 市内業者への配慮

市内中小企業者への受注機会の増大と市内中小企業者に配慮した物品等の調達に努めてください。また、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、市内業者を優先してください。

### (4) 市内居住者の雇用の確保

職員の雇用については市内居住者の雇用に努めてください。

### (5) 業務上の注意事項

- ① 火葬業務をはじめとする各業務の重要性を十分に認識し、法律、条例その他関係法令を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、適正に業務を遂行してください。
- ② 本市は、必要に応じ管理業務及び経理状況に関して、報告を求めることがあります。
- ③ 管理業務を実施するに当たり必要な組織図を作成するとともに、労働基準法を遵守し、雇用・労働条件への適切な配慮をしてください。また、業務を効率的に行うための適正な人員配置を行ってください。
- ④ 緊急対策及び防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行い、適切な対応ができるようにしてください。
- ⑤ 業務中は、職務に専念するとともに、服装、言動等に十分注意し、利用者に対して不快感を抱かせることのないよう配慮してください。また、宗教上の中立を保ってください。

- ⑥ 業務遂行に当たっては、名目の如何を問わず、第三者から金品を授受しないでください。
- ⑦ 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定のものに有利又は不利になる運営を行わないでください。
- ⑧ 利用者及び近隣住民の意見、苦情等に対して、誠意をもって対応してください。
- ⑨ 業務遂行に当たって、事故、第三者による加害が発生したとき、又はこれらの事態が予見できるときは、適切な処置を講ずるとともに、本市に速やかに報告し指示を仰いでください。
- ⑩ 指定管理者は、指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるよう賠償資力を確保するための適切な保険に加入してください。なお、来場者傷害保険及び建物損害保険（火災・落雷）については市が加入しています。
- ⑪ 市の行事には協力してください。

## 【別紙 1】

### 管理施設の概要

#### (1) 施設の概要

- |        |                                            |
|--------|--------------------------------------------|
| ① 所在地  | 土浦市田中二丁目 16 番 33 号                         |
| ② 敷地面積 | 13,082.11 m <sup>2</sup>                   |
| ③ 地域地区 | 市街化調整区域（一部第一種住居地域）<br>（防火地域指定なし）           |
| ④ 主要用途 | 火葬場                                        |
| ⑤ 建築面積 | 3,949.50 m <sup>2</sup>                    |
| ⑥ 延床面積 | 4,100.92 m <sup>2</sup>                    |
| ⑦ 建築構造 | 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 平屋建て＋搭屋                    |
| ⑧ 外壁   | 御影石、リン酸処理耐候性鋼板、<br>コンクリート化粧打ち放し＋フッ素樹脂塗装 ほか |
| ⑨ 屋根   | アスファルト防水押えコンクリート ほか                        |

#### (2) 主な施設の概略

- ① 火葬棟
  - ・ お別れホール  
故人の火葬の前後で異なる会葬者の心情に配慮し、「エントランス→告別→待合」までと、「待合→収骨→退出」の移動はそれぞれ異なる動線となるようにした。
  - ・ お別れ室（3 室）  
火葬炉 2 基ごとに 1 室を配置し、他の会葬者を意識しない告別・収骨を可能とした。また、収骨台車収納庫を各部屋に設置。
  - ・ 炉機械室  
お別れ室と直接行き来できる動線を確保し、管理動線を短くし、管理者の移動時間を短縮した。
  - ・ 霊安室  
2 遺体を受け入れ可能。
  - ・ そのほか、炉監視室、炉作業室、残灰室がある。
- ② 待合棟
  - ・ 待合ホール  
十分な広さを確保し、「光の水面」と「風の水面」に面する開放的な空間とした。また、電気式蓄熱床暖房を採り入れた。
  - ・ 待合室（5 室。各 40 席。給湯室あり）  
棺の到着が遅れた際にも、会葬者を待たせることのないよう 5 室用意。

各待合室には中庭を配置し、自然光と自然通風を取り入れ、明るく、快適な空間になるようにした。また、待合室2・3と待合室4・5には可動間仕切りを設置し、2室を1室化でき、会葬者の多い火葬にも柔軟に対応できる。

- ・ 授乳室（2ブース）、キッズルーム  
子供連れの会葬者も安心して施設を利用できるように、待合棟と葬祭棟の両方から使える位置に設置。授乳室内には調乳器と流し台を設置。
- ・ そのほか、待合業者控室（2室）がある。

### ③ 葬祭棟

- ・ 式場（2室。各120席）  
2つの式場それぞれに式場ホール、受付、トイレ、お清め室、遺族控室、僧侶控室を設けており、各々の会葬者を意識することなく厳かな葬儀を行うことができる。また、様々な規模の葬儀に対応でき、会葬者の多い葬儀の場合、式場と式場ホール間の連続開き戸をすべて開放することで一体的に利用できる。なお、式場内に間仕切りを設置することで小規模の葬儀にも対応できる。
- ・ お清め室（2室。各72席。パントリーあり）  
可動間仕切りを設置し、小規模の葬儀に対応できる。また、式場利用者の火葬時の待合室としても利用できる。
- ・ 遺族控室（2室）・僧侶控室（2室）  
それぞれに専用の庭を設け、十分な採光と通風を確保。また、遺族が夜間に快適な環境の中で棺を見守ることができるよう専用のトイレ、ミニキッチン、浴室を設置。
- ・ そのほか、事務室、会議室、警備室、清掃控室、式場業者控室、来客用更衣室がある。

### ④ その他

- ・ エントランスホール  
会葬者を迎える空間であるとともに、葬祭棟から火葬棟へ棺を運搬する際の屋内通路として機能する。
- ・ 身障者用トイレ  
施設内に車いす利用者や人工肛門（膀胱）保有者でも安心して利用できるよう、計3箇所を設置。車いす利用者でも安心して使える便器、手洗いはもちろんのこと、簡易ベッド、オストメイト対応の流し台を設置した多目的身障者用トイレとなっている。
- ・ 駐車場  
普通乗用車180台、身障者用4台、搬入用4台、マイクロバス8台

- ・ 車寄せ  
中型バスでも寄りつくことができる高い大庇を設置し、会葬者（着物）や棺、並びに僧侶（袈裟）が雨にさらされないよう配慮する。また、車で来場した身障者も雨にぬれずにアプローチできるよう、エントランス前の底下に身障者用駐車場を用意する。
- ・ せせらぎの壁泉  
壁を静かに流れ落ちる水のせせらぎが静寂の葬送空間を演出。
- ・ 光の水面  
空と光を室内に取り入れ、静寂の葬送空間を演出。
- ・ 風の水面  
外部への視線を遮るとともに、音と動きのある表情で、会葬者の心に安らぎを与える。
- ・ 偲びの林  
故人への想いにふけ、気持ちを落ち着かせる散策路を設ける。
- ・ バルクタンク  
非常時に、30 体（10 体／日）の火葬が可能な燃料（プロパンガス：約 1,500 k g）を備蓄。
- ・ 予約案内システム  
24 時間、インターネットや電話で施設の予約受付可能。また、このシステムを利用し、総合案内板や式場、お別れ室、待合室に設置した液晶パネルに葬儀名等を表示する。

### （３）設備の概要

#### ① 火葬炉設備

- ・ 炉数…火葬炉 6 基、汚物炉 1 基
- ・ 型式…火葬炉 台車式大型炉（冷却前室、前入れ前出し）  
汚物炉 台車式大型炉（前入れ前出し）  
再燃焼炉 主燃焼炉直上型、1 炉 1 再燃焼方式
- ・ 燃料…都市ガス（非常時のバックアップ燃料はプロパンガス）
- ・ 製造及び設置…(株)宮本工業所

#### ② 空気調和設備

- ・ 空調方式  
各室の使用時間が異なるため、エネルギーの供給面、維持管理、快適空間などを考慮し、ガスを主なエネルギー源とする GHP を待合室やお清め室、各ホールなどで、他部屋は電気を主なエネルギー源とする EHP とした。また、省エネ措置として一部を除き、全熱交換器採用。
- ・ 換気方式  
給湯室、トイレ等は排気のみ機械換気で、その他は給気、排気とも機

械換気。

### ③ 給排水衛生設備

- ・ 給水設備  
上水（市の水道水）、雑用水（屋外散水系統・雨水利用）の2系統。上水道は、受水槽（有効容量4.8立方メートル）を設け、加圧給水ポンプで各使用箇所へ送る。
- ・ 排水設備  
公共下水道へ排水。
- ・ 給湯設備  
局所式給湯方式（電気温水器、ガス瞬間湯沸器）
- ・ ガス設備  
都市ガスを使用し、火葬炉、給湯用の湯沸器、GHPに供給。
- ・ 消火設備  
消防法に基づきスプリンクラー設備を設置。炉機械室には、不活性ガス消火設備を設置。
- ・ 雨水再利用設備  
屋根より集水した雨水を、地下ピット部を利用して造る雨水貯留槽に貯留し、ろ過処理後に雑用水槽に補給され、加圧ポンプユニットで屋外散水として利用。

### ④ 電気設備

- ・ 受変電設備  
屋外キュービクル式
- ・ 非常用自家発電設備  
3日間の単独稼働が可能な電力を供給できるよう、ピットに地下軽油タンク（25,000L）、屋上に発電機を設置。
- ・ 電灯設備  
全館を対象にLED器具を積極的に採用。
- ・ 通信設備  
電話設備、監視カメラ設備、放送設備、テレビ共聴設備、インターホン設備、非常呼出し設備、自動火災報知設備、音響設備 等
- ・ 太陽光発電設備  
晴天時、照明電力（最低限の照度：100lxを確保）と空調電力相当の電力を供給できるよう、葬祭棟の屋根面に容量34kWの太陽光パネルを設置。

【別紙２】  
各年度の斎場利用件数一覧

|           |           |    | H28年度<br>合計 | H29年度<br>合計 | H30年度<br>合計 | R01年度<br>合計 | R02年度<br>合計 | R03年度<br>合計 | R04年度<br>合計 | R05年度<br>合計 | R06年度<br>合計 | R07年度<br>合計 |
|-----------|-----------|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 死体の<br>火葬 | 13歳<br>以上 | 市内 | 737         | 1,523       | 1,553       | 1,603       | 1,594       | 1,724       | 1,783       | 1,868       | 1,997       | 1,835       |
|           |           | 市外 | 61          | 126         | 107         | 111         | 106         | 92          | 123         | 102         | 67          | 98          |
|           | 13歳<br>未満 | 市内 | 2           | 1           | 5           | 5           | 1           | 4           | 2           | 1           | 3           | 4           |
|           |           | 市外 | 0           | 0           | 0           | 0           | 1           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|           | 死産児       | 市内 | 12          | 13          | 23          | 15          | 15          | 21          | 14          | 11          | 21          | 16          |
|           |           | 市外 | 1           | 5           | 7           | 3           | 0           | 0           | 2           | 2           | 1           | 2           |
|           | 身体の一<br>部 | 市内 | 2           | 10          | 7           | 7           | 5           | 10          | 6           | 4           | 20          | 9           |
|           |           | 市外 | 1           | 4           | 1           | 5           | 14          | 13          | 14          | 7           | 4           | 3           |
|           | 改葬        | 市内 | 2           | 3           | 0           | 0           | 0           | 5           | 0           | 1           | 0           | 2           |
|           |           | 市外 | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 汚物の処理     |           | 市内 | 13          | 28          | 27          | 26          | 53          | 19          | 18          | 5           | 1           | 3           |
|           |           | 市外 | 22          | 17          | 63          | 13          | 20          | 49          | 11          | 3           | 47          | 13          |
| 火葬件数合計    |           |    | 853         | 1,730       | 1,793       | 1,788       | 1,809       | 1,937       | 1,973       | 2,004       | 2,161       | 1,985       |
| 式場        | 通夜        | 市内 | 156         | 342         | 325         | 351         | 182         | 181         | 151         | 189         | 187         | 133         |
|           |           | 市外 | 0           | 4           | 0           | 2           | 0           | 1           | 1           | 1           | 0           | 1           |
|           | 告別式       | 市内 | 189         | 438         | 454         | 485         | 425         | 480         | 460         | 483         | 472         | 443         |
|           |           | 市外 | 0           | 6           | 0           | 2           | 1           | 2           | 1           | 3           | 3           | 5           |
| お清め室      |           | 市内 | 345         | 779         | 778         | 834         | 605         | 658         | 609         | 670         | 655         | 571         |
|           |           | 市外 | 0           | 10          | 0           | 2           | 1           | 3           | 2           | 4           | 3           | 6           |
| 待合室       |           | 市内 | 306         | 560         | 548         | 534         | 545         | 584         | 632         | 807         | 900         | 809         |
|           |           | 市外 | 10          | 18          | 22          | 22          | 13          | 18          | 18          | 34          | 29          | 44          |
| 霊安室       |           | 市内 | 24          | 11          | 5           | 34          | 30          | 31          | 22          | 30          | 31          | 4           |
|           |           | 市外 | 0           | 2           | 0           | 0           | 1           | 8           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 会議室       |           | 市内 | 2           | 14          | 1           | 5           | 4           | 9           | 25          | 24          | 29          | 34          |
|           |           | 市外 | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 1           | 0           |
| 式場等利用件数合計 |           |    | 1,032       | 2,184       | 2,133       | 2,271       | 1,807       | 1,975       | 1,921       | 2,245       | 2,310       | 2,050       |
| 合 計       |           |    | 1,885       | 3,914       | 3,926       | 4,059       | 3,616       | 3,912       | 3,894       | 4,249       | 4,471       | 4,035       |

※ H28年度は10月～3月までの実績

## 【別紙 3】

## 部屋別床面積及び清掃項目

| 項 目        | 名 称                     | 面積 (㎡)         | 項目別面積 (㎡)     | 日 常 清 掃  |        |                            | 定 期 清 掃 |                                       |        |
|------------|-------------------------|----------------|---------------|----------|--------|----------------------------|---------|---------------------------------------|--------|
|            |                         |                |               | 回／日      | 回／週    | 内 容                        | 回／期間    | 内 容                                   |        |
| フローリング     | お清め室１・２                 | 188.00         | 942.00        | 使用後      |        | 除塵クロス及びモップで床掃き・拭き          | １回／２ヶ月  | 適正洗剤で洗浄                               |        |
|            | 葬祭棟の廊下，受付１・２            | 266.00         |               | １        |        |                            |         |                                       |        |
|            | 待合棟の廊下                  | 87.00          |               | １        |        |                            |         |                                       |        |
|            | 待合ホール                   | 134.00         |               | １        |        |                            |         |                                       |        |
|            | 待合室１・２・３・４・５            | 255.00         |               | 使用後      |        |                            |         |                                       |        |
|            | キッズルーム                  | 5.00           |               | １        |        |                            |         |                                       |        |
|            | 授乳室                     | 7.00           |               | １        |        |                            |         |                                       |        |
|            | 遺族及び僧侶控室１・２             | 22.00          |               | １        |        |                            |         |                                       | 床掃き・拭き |
| 石          | エントランスホール               | 340.00         | 801.00        | １        |        | 除塵クロス及びモップで床掃き・拭き          | １回／２ヶ月  | 適正洗剤で洗浄                               |        |
|            | 式場１・２                   | 80.00          |               | 使用後      |        |                            |         |                                       |        |
|            | お別れホール                  | 153.00         |               | １        |        |                            |         |                                       |        |
|            | お別れ室１・２・３               | 180.00         |               | １        |        |                            |         |                                       |        |
|            | 待合ホール                   | 23.00          |               | １        |        |                            |         |                                       |        |
|            | 待合室１・２・３・４・５の通路         | 25.00          |               | 使用後      |        |                            |         |                                       |        |
|            | カーペット                   | 式場１・２，式場ホール１・２ |               | 326.00   | 405.00 |                            |         |                                       | 使用後    |
| 受付収納１・２    |                         | 16.00          | 使用後           |          |        |                            |         |                                       |        |
| 事務室        |                         | 37.00          | １             |          |        |                            |         |                                       |        |
| 会議室        |                         | 26.00          | １             |          |        |                            |         |                                       |        |
| 長尺シート      |                         | お清め室のパンドリー１・２  | 10.00         | 115.00   |        | 使用後                        |         | 除塵クロス及びモップで床掃き・拭き                     | １回／２ヶ月 |
|            | 式場控室                    | 8.00           | １             |          |        |                            |         |                                       |        |
|            | 警備室                     | 9.00           | １             |          |        |                            |         |                                       |        |
|            | 清掃控室                    | 8.00           | １             |          |        |                            |         |                                       |        |
|            | 火葬棟の廊下                  | 59.00          | １             |          |        |                            |         |                                       |        |
|            | 霊安室                     | 13.00          |               |          | １      |                            |         |                                       |        |
|            | 待合業者控室１・２               | 8.00           | １             |          |        |                            |         |                                       |        |
|            | 事務室の更衣室・給湯室・倉庫          | 7.00           |               | １        |        |                            |         |                                       |        |
|            | 式場倉庫                    | 28.00          |               | １        |        |                            |         |                                       |        |
|            | 待合棟トイレ１・２               | 4.00           | 39.00         | １        |        | 除塵クロス及びモップで床掃き・拭き          | １回／２ヶ月  | 適正洗剤で洗浄及びワックス塗布（汚れ状況によって部分剥離及びワックス塗布） |        |
|            | 遺族及び僧侶控室１・２のトイレ・給湯室・洗面室 | 14.00          |               |          |        |                            |         |                                       |        |
|            | タイル                     | 遺族及び僧侶控室１・２    | 8.00          | 150.00   | 使用後    |                            | 床掃き・拭き  |                                       |        |
|            |                         | 式場更衣室          | 4.00          |          | １      |                            |         |                                       |        |
| トイレ１・２・３・４ |                         | 138.00         | １             |          |        | １回／２ヶ月                     |         | 適正洗剤で洗浄                               |        |
| 畳          | 遺族及び僧侶控室１・２             | 56.00          | 96.00         | 使用後      |        | 床掃き・拭き（座布団カバーが汚れた時は洗濯すること） | １回／２ヶ月  | 適正洗剤で汚れシミ等の拭き取り                       |        |
|            | 待合室１・２・３・４・５            | 40.00          |               | 使用後      |        |                            |         |                                       |        |
|            |                         |                | 日常清掃面積（㎡）（毎日） | 2,536.00 |        |                            |         |                                       |        |
|            |                         |                | 〃（週１）         | 48.00    |        |                            |         |                                       |        |
|            |                         |                | 定期清掃面積（㎡）     | 2,422.00 |        |                            |         |                                       |        |

その他の清掃項目

| 項 目          | 名 称                       | 面積 (㎡) | 項目別面積 (㎡) | 日 常 清 掃 |       |                                                 | 定 期 清 掃 |                                 |
|--------------|---------------------------|--------|-----------|---------|-------|-------------------------------------------------|---------|---------------------------------|
|              |                           |        |           | 回／日     | 回／週   | 内 容                                             | 回／期間    | 内 容                             |
| テーブルや椅子等の清掃  | 式場・お清め室・遺族控室・僧侶控室・待合室・会議室 |        |           | 使用後     |       | 布巾拭き・整理整頓                                       |         |                                 |
| テーブルや椅子等の清掃  | 待合ホール・エントランスホール           |        |           | 1       |       | 布巾拭き・整理整頓                                       |         |                                 |
| 祭壇清掃         |                           |        |           | 使用後     |       | ハタキ等による埃除去                                      |         |                                 |
| 浴室清掃         |                           |        |           | 使用後     |       | 汚れと水垢の洗い流しと拭き取り、排水口のごみ取り等（カビの発生に注意すること）         |         |                                 |
| トイレ清掃（衛生器具類） |                           |        |           | 1（随時）   |       | 洗剤・除菌剤等を用いて洗浄し拭きあげる、トイレットペーパー・石鹸等の交換・補充、汚物入れの処理 |         |                                 |
| ごみ処理         |                           |        |           | 1       |       | ごみ箱・汚物入れ・厨芥入れ等のごみを収集し、ごみ集積場に運搬                  |         |                                 |
| 喫煙所清掃        |                           |        |           | 1       |       | 灰皿清掃、ごみ拾い                                       |         |                                 |
| 水景施設清掃       |                           |        |           |         | 1（随時） | ごみ清掃（落葉拾い含む）                                    | 4回／年    | 水を抜きデッキブラシ等で苔落とし等の清掃及び泉壁、排水口の清掃 |
| ガラス清掃        |                           | 625.00 | 625.00    | 随時      |       | 乾拭き、湿拭き                                         | 4回／年    | 適正洗剤で清掃し窓枠等は雑巾で清掃               |
| 屋外清掃         | 駐車場、緑地帯、中庭等               |        |           | 随時      |       | ごみ清掃（落葉拾い含む）と簡単な除草                              |         |                                 |
| 屋上清掃         |                           |        |           |         |       |                                                 | 4回／年    | 落葉拾いと排水口清掃、エントランス屋根ガラス部分清掃      |

※必要に応じ壁面や照明器具などの拭き取り等清掃を行うこと。

【別紙4】

・植栽面積

①外部植栽面積 2, 265 m<sup>2</sup>

②中庭植栽面積 58 m<sup>2</sup>

植 栽 一 覧

| 名 称           | 数量    | 単位 |
|---------------|-------|----|
| (中高木)         |       |    |
| アラカシ (株立)     | 14    | 本  |
| シラカシ (株立)     | 11    | 本  |
| ソヨゴ (株立)      | 2     | 本  |
| マテバシイ (株立)    | 9     | 本  |
| モチノキ          | 15    | 本  |
| モッコク          | 5     | 本  |
| アカシデ (株立)     | 2     | 本  |
| イロハモミジ        | 4     | 本  |
| エゴノキ (株立)     | 9     | 本  |
| ケヤキ (株立)      | 1     | 本  |
| コブシ (株立)      | 7     | 本  |
| サルスベリ (株立) 赤花 | 3     | 本  |
| ソメイヨシノ        | 2     | 本  |
| ノムラモミジ        | 7     | 本  |
| ハクモクレン        | 5     | 本  |
| ナツツバキ (株立)    | 2     | 本  |
| ハナミズキ 赤花      | 5     | 本  |
| ハナミズキ 白花      | 5     | 本  |
| ヤマザクラ (株立)    | 5     | 本  |
| ヤマボウシ (株立)    | 7     | 本  |
| (生垣)          |       |    |
| シラカシ          | 45    | 本  |
| イヌマキ          | 19    | 本  |
| ヒイラギモクセイ      | 230   | 本  |
| キンモクセイ        | 343   | 本  |
| (低木)          |       |    |
| アセビ           | 8     | 株  |
| アベリア          | 320   | 株  |
| カンツバキ         | 985   | 株  |
| サザンカ          | 530   | 株  |
| サツキツツジ        | 201   | 株  |
| ヒラドツツジ        | 725   | 株  |
| ドウダンツツジ       | 1,451 | 株  |

| 名 称      | 数 量   | 単 位 |
|----------|-------|-----|
| (混植A)    |       |     |
| ヒイラギナンテン | 9     | 株   |
| ハクチョウゲ   | 3     | 株   |
| サザンカ     | 3     | 株   |
| ビヨウヤナギ   | 6     | 株   |
| アセビ      | 6     | 株   |
| ヒュウガミズキ  | 3     | 株   |
| ヤマブキ     | 4     | 株   |
| アジサイ     | 2     | 株   |
| コデマリ     | 3     | 株   |
| コムラサキ    | 4     | 株   |
| ヤマツツジ    | 3     | 株   |
| サツキツツジ   | 3     | 株   |
| ニシキギ     | 3     | 株   |
| ヤブツバキ    | 2     | 株   |
| レンギョウ    | 3     | 株   |
| ミツバツツジ   | 5     | 株   |
| ユキヤナギ    | 3     | 株   |
| フッキソウ    | 7,400 | 株   |
| (混植B C)  |       |     |
| ミツバツツジ   | 3     | 株   |
| ユキヤナギ    | 4     | 株   |
| アジサイ     | 2     | 株   |
| コムラサキ    | 5     | 株   |
| ヤブツバキ    | 2     | 株   |
| ヒイラギナンテン | 3     | 株   |
| ヤマブキ     | 5     | 株   |
| ガクアジサイ   | 3     | 株   |
| ニシキギ     | 6     | 株   |
| レンギョウ    | 2     | 株   |
| サツキツツジ   | 3     | 株   |
| ヒュウガミズキ  | 3     | 株   |
| コグマザサ    | 2,160 | 株   |
| フッキソウ    | 770   | 株   |
| (混植D)    |       |     |
| アジサイ     | 2     | 株   |
| ビヨウヤナギ   | 2     | 株   |
| ニシキギ     | 2     | 株   |
| コデマリ     | 2     | 株   |
| ヒュウガミズキ  | 3     | 株   |
| アセビ      | 3     | 株   |
| レンギョウ    | 3     | 株   |
| コムラサキ    | 2     | 株   |
| ユキヤナギ    | 3     | 株   |
| ヤマブキ     | 3     | 株   |
| 高麗芝      |       |     |

| 名 称         | 数量     | 単位 |
|-------------|--------|----|
| (地被類)       |        |    |
| フィリヤブラン     | 520    | 株  |
| キチジョウソウ     | 2,425  | 株  |
| コグマザサ       | 10,300 | 株  |
| フッキソウ       | 2,650  | 株  |
| テイカカズラ      | 312    | 株  |
| 高麗芝         |        |    |
| (偲びの林)      |        |    |
| エゴノキ (株立)   | 1      | 本  |
| コブシ (株立)    | 1      | 本  |
| せせらぎの壁泉     |        |    |
| イロハモミジ      | 1      | 本  |
| 光の水面        |        |    |
| シラカシ (株立)   | 1      | 本  |
| 風の水面        |        |    |
| ナンテン        | 19     | 本  |
| フッキソウ       | 422    | 株  |
| トクサ         | 72     | 株  |
| (待合庭1)      |        |    |
| イロハモミジ (株立) | 1      | 本  |
| ヤマツツジ       | 2      | 株  |
| タマリユウ       |        |    |
| (待合庭2)      |        |    |
| ヒメアケボノモウソウ  | 16     | 本  |
| ガクアジサイ      | 3      | 株  |
| (待合庭3)      |        |    |
| エゴノキ (株立)   | 1      | 本  |
| アガパンサス      | 132    | 株  |
| (遺族庭1・2)    |        |    |
| ノムラモミジ      | 1      | 本  |
| ソヨゴ (株立)    | 1      | 本  |
| カンツバキ       | 1      | 株  |
| フッキソウ       | 418    | 株  |
| トクサ         | 114    | 株  |
| (僧侶庭1・2)    |        |    |
| ダイスギ        | 2      | 本  |
| コデマリ        | 1      | 株  |
| ベニバナミツマタ    | 3      | 株  |
| ヤマブキ        | 1      | 株  |
| ツワブキ        | 5      | 株  |
| フィリヤブラン     | 59     | 株  |
| フッキソウ       | 62     | 株  |
| タマリユウ       |        |    |